



住まいと暮らし

公営住宅への入居

問合せ 住宅都市施設公社(亀田支所内) TEL.40-3602

市営住宅・道営住宅

世帯所得月額が15万8千円以下(裁量階層は21万4千円以下)の方が入居できます。おおむね偶数月の第1週目に募集を行い、応募多数の場合は、抽選などで入居者を決定します。募集情報は、偶数月発行の広報紙「市政はこだて」または住宅都市施設公社のHPをご覧ください。

■ 裁量階層とは

- 入居者または同居者が身体障がい4級以上等の世帯
- 小学校就学前のお子さんがある世帯など

※その他詳細については、お問合せください。

特定公共賃貸住宅

世帯所得月額15万8千円以上48万7千円以下の方(公営住宅に入居している方も申込可)が入居できます。

住宅に空きがある場合は、随時入居者を募集しています。

住宅に関する助成・相談窓口

ヤングファミリー住まいりんぐ支援事業

問合せ 住宅課 TEL.21-3385

対象地区に転居した子育て世帯の方に家賃の一部を補助します。

■ 対象地区(町名)

西部地区:入舟、船見、弥生、弁天、大、末広、元、青柳、谷地頭、住吉、宝来、東川、豊川、大手、栄、旭、東雲、大森、松風、若松

中央部地区:千歳、新川、上新川、海岸、大縄、松川、万代、亀田、大川、田家、白鳥、八幡、宮前、中島、千代台、堀川、高盛、宇賀浦、日乃出、的場、時任、杉並、本、梁川、五稜郭、柳、松陰、人見、金堀、乃木、柏木

■ 補助要件

- 中学校卒業前のお子さんがある世帯所得月額31万3千円以下の世帯
- 対象地区外に1年以上居住し、対象地区内の民間賃貸住宅(昭和56年6月以降に建てられたものか、現行の耐震基準に適合しているもので、住戸面積が40㎡以上の住宅)に転居して1年以内。ただし、平成28年5月10日以降に対象地区内に転居してきた夫婦世帯については、第1子が誕生してから1年以内。

■ 補助月額

月額家賃(管理費、共益費、駐車場使用料は除く)から勤務先から支給される住宅手当等を差し引いて3万円を超えた金額(1万5千円を限度)

■ 補助期間

お子さんが中学校を卒業するまで(16年間を限度で毎年度更新申請が必要)

※その他の要件については、お問合せください。

住宅リフォーム補助制度

問合せ 住宅課 TEL.21-3385

市内に自らが所有し、かつ居住(予定を含む)する住宅のリフォームを行う場合、工事費の一部を補助します。

■ 対象工事と対象住宅

対象工事	対象住宅
バリアフリー改修工事 浴室・便所・階段・出入り口の改良、床のかさ上げ、廊下の拡幅、手すりの設置	一戸建て住宅 併用住宅 長屋 共同住宅
断熱改修工事 窓・壁・天井・屋根・床の断熱改修	一戸建て住宅 併用住宅 長屋
耐震改修工事 耐震診断で倒壊のおそれがあると判断された住宅を基準に適合されるための改修	一戸建て住宅 併用住宅

■ 補助額

補助対象額の5分の1以内で20万円を限度(耐震改修を含む場合は40万円を限度)

※その他の要件については、お問合せください。



住まいと暮らし

< 広告 >

その工事、お任せください!

(株)エヌボシ・ノムラ

- リフォーム
- 水まわり
- 介護住宅
- タイル工事

北海道知事許可般-28渡第3518号
TOTORIモデルクラブ
LIXILリフォームネットワーク

ご相談は 函館市金堀町7番17号 TEL:0138-83-7002

0120-304-770

人と地球に配慮した
持続可能な ライフデザイン
LOHAS GARDEN

造園設計・施工

- ・テラス(多様なデザイン各種)
- ・植栽(メンテナンスフリー樹木等)
- ・屋外/ガーデン照明(光の総合演出)
- ・和/洋・水景(滝口・蹲・流れ/池泉・他)

エクステリア

- ・門扉
- ・塀/フェンス等
- ・舗装/各種

庭のリニューアル等もご相談下さい

北日本庭苑設計株式会社
函館市梁川町 18-4
0138-32-9258 FAX 0138-32-7181

空家除却費補助制度

問合せ 都市整備課 TEL.21-3358

倒壊や建築部材などが飛散する恐れのある危険な空家の除却工事費の一部を補助します。

■ 対象地区(町名)

西部地区:入舟、船見、弥生、弁天、大、末広、元、青柳、谷地頭、住吉、宝来、東川、豊川、大手、栄、旭、東雲、大森、松風、若松

中央部地区:千歳、新川、上新川、海岸、大縄、松川、万代、亀田、大川、田家、白鳥、八幡、宮前、中島、千代台、堀川、高盛、宇賀浦、日乃出、的場、時任、杉並、本、梁川、五稜郭、柳、松陰、人見、金堀、乃木、柏木

■ 対象空家

概ね1年以上居住その他の使用実績がない一戸建ての住宅、長屋建て住宅(全住戸が利用されていないもの)で、住宅の不良度および周辺への影響の緊急度が市が定める基準以上と判定されたもの(事前に建物調査申込みが必要です)。

■ 補助対象経費

対象空家の解体およびその空家の存する敷地内の門、塀、樹木などをすべて除却し更地にする工事に要する費用(家財道具などの処分費は対象外)。

※他の用途を兼ねる併用住宅の場合は、住宅部分に係る費用に限ります。

■ 補助額

補助対象経費の2分の1以内で30万円を限度

※その他の要件については、お問合せください。

景観形成住宅等建築奨励金制度

問合せ まちづくり景観課 TEL.21-3388

函館山の麓の歴史的な町並みが残されている都市景観形成地域(一部地域を除く)内で、函館らしい歴史的な景観に配慮している建物を新築・改修した場合や、新築した建物を購入した場合に奨励金を支給します。

※外観等は景観アドバイザーと協議していただきます。

住宅・マンション管理相談

問合せ 住宅都市施設公社(亀田支所内) TEL.40-3607

▶ 住宅相談

住宅の新築やリフォームに関する相談に応じています。内容によって専門的な知識のある関係機関を紹介します。

事前に電話で予約してください。

■ 相談場所・日時

- 住宅都市施設公社(亀田支所内)
毎週月～金曜日(第2・4水曜日、祝日・年末年始は除く)
午前9時30分～午後4時30分
- 市役所市民特別相談室
第2・4水曜日(祝日・年末年始は除く)
午前9時30分～正午
- 地域交流まちづくりセンター
第2・4水曜日(祝日・年末年始は除く)
午後1時30分～4時30分

▶ マンション管理相談

住生活環境の向上のため、マンションの管理等に関する相談に応じています。

■ 相談場所・日時

- 住宅都市施設公社(亀田支所内)
火・木曜日(祝日・年末年始は除く)
午後1時～4時
- 地域交流まちづくりセンター
第2・4金曜日(祝日・年末年始は除く)
午後1時～3時

移住者サポートデスク

問合せ 移住サポートセンター

(地域交流まちづくりセンター内)

TEL.22-9700 午前9時～午後9時

移住相談の代表窓口として、移住前の相談から移住後の暮らしのサポートまでを対応しています。また、函館生活がより快適で豊かになるよう移住者交流会を開催し、先輩移住者からアドバイスをもらったり、交流を深めるきっかけづくりとなるような取り組みなども行っています。

住所を決めるための届出

問合せ 戸籍住民課 TEL.21-3121

住居表示を実施している区域内に、新築・増改築したときは、新たに住居番号(住所)を決める必要があります。

届出いただくと「住所」を決定し、街区符号・住居番号決定通知書と住居表示板をお渡しします。

住居表示板は門や玄関など見やすい所に貼付けてください。また、汚損・破損・欠落等がある場合、無料で再交付しています。

■ 届出には

印鑑・次の書類の写しが必要です。

- 検査済証(確認済証でも受付しますが、提出は必須)
 - 建築確認申請書に添付の付近見取図・配置図・各階平面図
 - 土地を分筆した場合は地積測量図、合筆した場合は登記済証
- 街区に取り付けている街区表示板の汚損・破損・欠落等にお気づきの場合は、ご連絡ください。

〈広告〉

資産運用のノウハウを、不動産にも。

い 野 不 な
い 村 動 だ
ん 證 産 だ
だ 券 も !
。 券 だ で

野村證券 函館支店
☎0138-87-5551 (代表) 函館市本町 31-15

水道

水道を引きたいとき

水道の新設・改造工事は、指定給水装置工事事業者以外では施工できませんので、必ず指定工事事業者にお申込みください。

また、工事の申込みが遅れると、家屋や施設の完成に間に合わない場合がありますので、お早めにお申込みください。
※給水装置工事で道路部分の掘削をする場合、道路占用の手続きなどで30日ほどかかります。

故障の場合は

水道の故障や破裂などのため修繕工事が必要な場合は、**指定工事事業者**または**水道修繕センター(TEL.83-2661)**にご相談ください。

▶ 水道の凍結にご注意を

毎年冬期間になると、給水管の凍結事故が多発しますので、就寝前や外出時、長期不在となる場合は、必ず水抜き栓の操作をしてください。

水抜きの方法

■ 電動水抜き栓

電源のスイッチを入れ、水を出したまま操作スイッチを「閉」にしてください。

■ 手動水抜き栓

水を出したままハンドルを右に止まるまで回してください。

■ もし凍らせてしまったら

蛇口を開けて、蛇口や水道管をタオルで巻き、その上から全体が暖まるようにお湯を少しずつつけてください。

※熱湯は使用しないでください(破損するおそれがあります)。

▶ 節水パッキンのご利用を

節水パッキンは、必要以上に水が出ないようにコントロールするものです。お湯と水が同じ蛇口の混合水栓等には使用できません。企業局窓口にありますので、ご利用ください。

▶ 水道の濁りにご注意を

火災のため消火栓から放水したときや、水道管の破裂事故のときは、付近の水が急に濁ることがあります。飲料や洗濯の場合はご注意ください。

水道メーター検針にご協力を

水道メーターの検針は、お住まいの地域に応じて、それぞれ2か月ごと(大口利用者は毎月)に実施しています。やむを得ずメーターの確認ができない場合は推定水量で認定し、次回の検針時に調整させていただくことがあります。

正確な検針業務のため、次の点にご協力ください。

- 水道メーターボックスの上に物を置いたり車を駐車しないでください。
- 冬期間は水道メーターボックス付近の除雪にご協力ください。
- 犬などのペットは水道メーターボックスから離してください。



住まいと暮らし

〈 広告 〉

水道のトラブル 即対応!

見積無料 迅速対応

地元で安心 お任せください!



蛇口の水漏れ 5,000円税込



パイプ・トイレのつまり 8,000円税込

お湯・水の出が悪い・ボイラー音がうるさい・赤さび・ニオイが気になる…

水まわり・ボイラー点検 **無料!**

お困りの方はぜひ! 通常価格 3,000円

業務内容

- トイレのつまり
- 台所・洗面所・お風呂のつまり
- 蛇口の水もれ修理・交換
- ボイラーの水もれ修理・交換
- 水もれ調査・配管工事
- 暖房器具点検・修理

株式会社 第一住宅設備

〒040-0013 函館市千代台町29-15

DAIICHI 毎日の暮らしに安心を

0120-222-592 営業時間/8:00~19:00 年中無休

「市民生活のしおり見たよ」で **2,000円OFF!**

※修理でお使い下さい※1回限りのご利用となります。



水道・下水道に関する連絡・お問合せ

ご用件	担当	
	市役所、湯川・銭亀沢・亀田支所の区域にお住まいの方	戸井・恵山・楳法華・南茅部支所の区域にお住まいの方
<ul style="list-style-type: none"> お引越などで水道を使用開始・中止するとき 長期間水道を使用しないとき 使用者の名義が変わるとき 水道メーターの検針について 水道の使用水量・料金について 	水道お客さまセンター (受託者 第一環境株式会社) TEL.27-8731	企業局管理部東部営業所 (楳法華支所内) TEL.86-3533
<ul style="list-style-type: none"> お支払い方法を変更するとき 口座振替について 	水道お客さまセンター (受託者 第一環境株式会社) TEL.27-8734	
<ul style="list-style-type: none"> 水道料金等のお支払いに関するご相談について 	水道お客さまセンター(受託者 第一環境株式会社) TEL.27-8734	
<ul style="list-style-type: none"> 水洗便所改造等資金の貸付について 	企業局管理部料金課調定担当 TEL.27-4132	
<ul style="list-style-type: none"> 休日・夜間の水道の緊急修理について 道路上での水道水の漏水について 	水道修繕センター(函館管工事業協同組合) TEL.83-2661	
<ul style="list-style-type: none"> 水道水の水質について 	企業局上下水道部浄水課水質検査担当 TEL.46-3031	
<ul style="list-style-type: none"> 水洗トイレなど排水の不具合について 	指定排水設備工事業者または下水道管理センター (函館市排水設備指定業者協同組合) TEL.31-7211	
<ul style="list-style-type: none"> 道路上に汚水があふれているときなど下水道の維持管理に関すること 	下水道管理センター(函館市排水設備指定業者協同組合) TEL.31-7211	

下水道

排水設備工事の申込み

公共下水道の処理区域内における排水設備の新築・改築工事は、指定排水設備工事業者以外では施工できませんので、必ず指定工事業者にお申込みください。

下水道処理区域の指定により必要となる工事への貸付

下水道処理区域に指定されると、3年以内にトイレを水洗化しなければなりません。

また、浄化槽を設置している方は、速やかに浄化槽を廃止し、公共下水道へ接続切替する必要があります。

企業局では、これらの工事にとまなう資金の無利子貸付を行っています。お申込みは、指定排水設備工事業者で取り扱います。

※工事にとまなうトラブル防止のため、工事内容や経費については十分業者と話し合い、見積書を作成してもらうようにしましょう。

▶ 水洗化改造資金

■ 貸付内容

大便器1基46万円以内(最大8基368万円)

※市内に住んでいる連帯保証人(1人)が必要です。

■ 返済方法

原則40か月以内の元金均等返済

▶ 排水設備設置資金

■ 貸付内容

1棟1槽につき20万円以内

※市内に住んでいる連帯保証人(1人)が必要です。

■ 返済方法

20か月以内の元金均等返済

〈 広告 〉

安心の **函館市給水指定工事店** です

ボイラー取替・修理
水洗化工事・修理
水漏れ・排水詰まり
凍結 解氷など。

配管工事承ります!

SK 有限会社セーユー工業
函館市八幡町 12-8
☎ (0138)45-0395
FAX (0138)45-0509

水もれ、詰まり等修繕
ボイラー機器修理設置
リフォーム、凍結解除

水廻りのトラブルは
当社におまかせ下さい!
修理、リフォーム承ります。

見積りは無料です

小林管工
the plumbing installation.

〒040-0024 函館市高盛町 15 番 11 号
TEL 090-3777-6459
FAX 0138-76-2114



電気・ガス

電気に関する連絡・お問合せ先

▶ 引っ越し、アンペア・契約名義・振込口座変更のお申込み

ご契約の小売電気事業者(電気の販売を行う事業者)へお申込みください。

※小売電気事業者の連絡先は、資源エネルギー庁ホームページをご覧ください。

資源エネルギー庁ウェブサイト

[HP](http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electlic/summary/retailers_list/) http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electlic/summary/retailers_list/

■ 北海道電力(株)へのお申込みはこちら。

- インターネットでのお申込み

北海道電力(株)ウェブサイト

[HP](http://www.hepco.co.jp/home/move/move01.html) <http://www.hepco.co.jp/home/move/move01.html>

- お電話でのお申込み

ほくでん契約センター TEL.0120-12-6565

受付時間 平日 午前9時～午後5時

土曜日 午前9時～午後3時

※12月29日～1月3日、日曜日・祝日を除く

▶ 停電情報のお知らせ

- パソコン・スマートフォンからのお知らせ

北海道電力(株)ウェブサイト

[HP](http://www.hepco.co.jp/power_outage/index.html) http://www.hepco.co.jp/power_outage/index.html

- お電話によるお問合せ

北海道電力(株)函館支店 TEL.0120-06-0912

受付時間 24時間(年中無休)

※平日午前9時～午後5時以外は、音声ガイダンスに従い操作してください。

▶ 総合案内

北海道電力(株)函館支店 TEL.22-4111

受付時間 平日 午前9時～午後5時

※音声ガイダンスに従い操作してください。

ガスに関する連絡・お問合せ先

▶ 引っ越し、ガス機器の修理のお申込み

北海道ガス(株)函館支店 TEL.0570-008800

受付時間 平日 午前9時～午後7時

土・日・祝日 午前9時～午後5時

▶ ガス料金・検針について

北ガス料金コールセンター TEL.41-9401

受付時間 平日 午前9時～午後5時

▶ ガス漏れについて

北海道ガス(株)ガス漏れ通報専用電話 TEL.0570-009190

受付時間 24時間(年中無休)

※プロパンガスは、各販売会社へお問合せください。

道路

私道の市道認定

問合せ 土木部用地管理課 TEL.21-3428

私道の所有者から寄附の申込みを受けると、現地調査等を行い一定の基準を満たす場合には、寄附採納し12月に市道として認定します。また、道路用地境界が不明確な道路や土地の一部を道路用地として寄附される場合は、測量を行います。

私道の市道認定は東部4支所の産業建設課(146～147ページ参照)でも受付します。

自動車臨時運行許可

問合せ 土木部道路管理課 TEL.21-3410

車検切れの自動車を検査場に運ぶ場合など、一時的に道路で運行させるには、臨時運行許可を受ける必要があります。必要書類を提出いただくと、仮ナンバーを貸出します。

※自動車臨時運行許可は湯川・銭亀沢・亀田支所(145ページ参照)でも受付します。

市道(車道や歩道)の占用許可や構造変更の届出

問合せ 土木部道路管理課 TEL.21-3410

東部4支所の産業建設課(146～147ページ参照)

▶ 占用許可

市道(上空・地下を含む)に工作物・物件等を設け、継続して使用する場合は、工事などのため一時的に使用する場合は道路占用の許可が必要です。また、占用物件を取り除く場合も忘れずに届出をしてください。

※各種占用料がかかります。

▶ 構造変更

市道の縁石の切り下げや防護柵の撤去など道路の構造変更をする工事は必ず工事施行承認を受けてください。許可や承認を受けずに道路を使用したときや掘削したときは、工事の中止をしてもらうこととなりますので、ご注意ください。

市道の維持補修・除雪

問合せ 土木部道路管理課 TEL.21-3414

東部4支所の産業建設課(146～147ページ参照)

市道の補修、除雪などを行っています。また、市道の異常等にできるだけ早く対応し、安全に通行できるよう、道路の穴や水溜まり、市管理の街路灯の球切れや腐食、冬期間の降雪状況等を調査する道路バトロールを実施しています。

緑化

問合せ 公園河川管理課 TEL.21-3432

市民記念植樹

結婚や還暦等の人生の節目を記念して、公園に植樹できます。樹木代金の一部(1,500円程度)をご負担いただきます。※4月に先着で約10人を受付します。

出生記念の苗木配布

前年度生まれのお子さんに市の木おんこまたはつつじの苗木を配布します。※5月中旬～下旬の「緑の週間」に先着30人に配布します。

斎場

▶ 火葬施設を利用するには

埋火葬許可証(89ページ参照)が必要です。
函館市斎場(船見町27-1) TEL.22-3450

時間 午前9時～午後4時30分
※戸井(館町169-1)、楸法華(絵紙山町27-2)、南茅部(尾札部町2457-1)の各斎場の予約は、函館市斎場をお願いします。

墓園

問合せ 東山墓園
住宅都市施設公社(亀田支所内) TEL.40-3603
東山墓園以外の共同墓地等
公園河川管理課 TEL.21-3431
東部4支所の産業建設課(146～147ページ参照)

市で管理している共同墓地・霊園36か所のうち、東山墓園の返還墓地分のみ使用を募集しています。募集の内容は、7月発行の広報紙「市政はこだて」または住宅都市施設公社のHPをご覧ください。

▶ 埋葬場所を変更するには

現在、納骨されている墓地がある市区町村へ改葬申請が必要です。申請すると改葬許可証を交付します。

環境衛生・動物

空き地の適正管理

問合せ 生活衛生課 TEL.32-1521

空き地(私有地)において雑草が繁茂すると衛生害虫の発生やアレルギー症状を起こすおそれがありますので、土地の所有者等は雑草を除去し適正な管理を行ってください(市では私有地の草刈りは行っていません)。

有害鳥獣の相談

問合せ 農林整備課 TEL.21-3344
東部4支所の産業建設課(146～147ページ参照)
クマやカラス等の有害な鳥獣による人畜や農林水産物への被害についての相談に応じています。

ねずみ・衛生害虫の相談

問合せ 生活衛生課 TEL.32-1521
住まいのねずみや衛生害虫でお困りの方の相談を受付しています(市では駆除は行っていません)。

犬・猫等の飼育

問合せ 生活衛生課 TEL.32-1524
犬抑留所(見晴町36-4) TEL.57-3482
東部4支所の市民福祉課(146～147ページ参照)

▶ 犬の登録

生後91日以上の子犬の飼い主は、飼い犬の登録が必要です。登録すると鑑札を交付します。鑑札を紛失・破損した場合は、再交付しますのでお問合せください。

飼い主の住所や氏名の変更、飼い主の変更など登録内容に変更があった場合は、変更の届出が必要です。また、飼い犬が亡くなった場合も届出が必要です。

▶ 狂犬病予防注射

生後91日以上の子犬には、年1回、狂犬病予防注射の接種が必要です。接種すると狂犬病予防注射済票を交付します。

狂犬病予防注射済票を紛失・破損した場合は、再交付しますのでお問合せください。

▶ 小動物が死亡した場合

保健所または犬抑留所で受付後、焼却します。

受付 平日 午前8時45分～午後5時30分
※犬抑留所は午前9時～午後5時

試験・検査

問合せ 衛生試験所 TEL.32-1543

食品等の試験・検査を行っています。

▶ 細菌検査(予約制)

感染症、食中毒防止のための検便や食品の細菌検査、水質細菌検査、浴槽水のレジオネラ属菌検査など

▶ 食品検査(予約制)

食品、容器包装、家庭用品などの規格検査、食品中の添加物や残留農薬などの検査、栄養分析など